

議長(山内和夫)八番、今博議員の発言を許可いたします。
八番、今議員。

八番(今博)新政会の今博であります。

通告に従い、質疑を行います。今定例会は、六月定例会ということもあってか提出議案が少ないことから、私は二本の議案に絞って質疑を行います。

まず、議案第一号「平成十七年度青森県一般会計補正予算(第一号)案」、歳出第六款二項二目「りんご生産対策費」についてお伺いします。

昨年からことしにかけての豪雪は近年にない物すごい積雪量であり、北国に住み、なれ親しんでいる私どもに未曾有の苦痛を与え、それによって死亡者まで出たことがついきのこの出来事のように思います。

中でも、本県の宝とも言つべきりんごへの被害は大きく、平成十六年度二月補正予算においてりんご被災園復旧対策事業費を国庫支出金を導入して計上したことを評価しているものであります。

ところが、今定例会の知事の提出議案の説明では、今冬の豪雪によるりんご樹の裂開・枝折れ被害について、樹体共済制度が発足していなかった中で予想を上回り発生したことにかんがみ、平成十六年度二月補正予算で計上したりんご被災園復旧対策事業費等に対しても対応し切れない被災りんご園地の早期再生を図るため、被害樹の補植に対する助成に要する経費として三千六百六十余万円の予算措置を講ずることとしたと言っているものであります。りんごは本県の代表的作物であります。バブル崩壊後、地域産業が低迷している中で、各都道府県では地場産業としての農業に着目していますが、食料自給率一一五%を誇る本県が食料供給県として全国でも数少ない県として位置づけられていることは御承知のとおりであります。

ところが、最近、本県では、米の減反政策や輸入農作物の増加等により、従来の米づくりを中心とした農業に赤信号が点滅する状況にあります。

そこで、本県は、平成十六年度、市場競争に勝ち抜く農林水産品の販売活動、

食の安全、安心の青森産品づくりを目指し、生産から流通、販売までを結びつけた攻めの農林水産業をスタートさせたのであります。

この取り組みは、従来の生産面だけでなく、加工、流通まで幅を広げ、ビジネス感覚で市場を拡大し、雇用の確保や創出、企業化までを視野に入れた三村知事肝いりの取り組みであります。本県農業の現状は、産出額において減少傾向にあるものの、稲作、果樹、野菜、畜産がバランスよく生産され、国内でも産出金額で第十四位と農業県の一つに数えられているのであります。私は、知事が提唱する攻めの農林水産業は、二十一世紀を勝ち抜く本県にとってその目指す方向性は多とするものでありますが、それを具現化しなければならず、生産から流通、販売までをいかに結びつけ、収益を了ツプさせるかがかぎと思っております。その中で、りんごは本県が誇るブランド品であります。

そこで、四点について質問いたします。

一点目は、平成十六年度二月補正で措置した内容と今回の補正内容とは違いはあるのか。また、内容に違いがあるとすれば、受益者、りんご農家に不公平が生じることが考えられるが、県ではどのように対応するのか。

二点目は、平成十七年産のりんご生産は、雪害の影響を受けているが、万全と言えるのか。

三点目は、今回の火傷病対策についてどのように認識されているのか、また、どのような対応を考えているのか、県の見解についてお伺いいたします。

四点目は、本県の代表的作物であるりんごについて、これまで以上に高品質生産を進め、生産者はもとより県内の流通・販売業者の収益をアップさせる必要があると考えるがどうかについてお伺いいたします。

次に、議案第二号「青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生予防に関する条例案」についてお伺いいたします。

私は、レジオネラ症といえ、平成十四年七月に起こった宮崎県の温泉施設

のことを思い浮かべます。約三百名の患者と死者七名を出す大惨事を引き起こしたこの施設は、オープンしてわずか二十日程度の営業でこのような重大事故になったと聞いております。

レジオネラ症は、手入れの行き届いていない循環式のお風呂の中などで増殖して起こるとか、お風呂でも普通のお風呂であればかかりにくいか、また、菌に汚染されたお風呂で、ジェットバスのように泡が出て細かい水滴が発生して、それを肺に吸い込むとレジオネラ症になるとか聞いたことがあります。幸い、本県ではまだレジオネラ症は発生していませんが、県内の温泉施設で基準を超えるレジオネラ菌が検出され、公表されていなかった例があったとのことであり、温泉施設を利用する一人として不安を覚えるものがあります。

青森県は温泉が豊富な県であります。今は、温泉地でも、温泉のかけ流しではなく、循環式で運用しているところも多数あります。もしレジオネラ症が発生すれば、温泉地は大打撃を受け、観光面でも大きな影響をこうむることになりかねません。

いずれにしても、レジオネラ症が発生しないように、対象施設に対しては適切な指導を行っていただきたいと思っております。

そこで、四点について質問いたします。

一点目は、最初にレジオネラ症が確認された事例について。

二点目は、条例の制定により対象施設の事業者にとどのような負担が生ずるのか。

三点目は、浴槽水の水質検査はだれがどのように行うのか。

四点目は、レジオネラ菌が検出された場合、県民の安全を守るため、県はどのような措置を講ずるのかについてお伺いいたします。

以上で質疑を終わります。

議長(山内和夫)健康福祉部長。

健康福祉部長(三浦康久)議案第二号「青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例案」について四点御質問がございました。まず最初に、レジオネラ症が確認された事例でございます。

レジオネラ症については、昭和五十一年、アメリカのフィラデルフィア市のホテルで開催された在郷軍人会の参加者ら二十九名が肺炎で死亡し、レジオネラ属菌による集団感染が初めて明らかになりました。

なお、レジオネラという名称については、在郷軍人会をレジオンといい、その命名の由来になったものだそうです。

次は、条例の制定によって対象施設の事業者にとどのような負担が生ずるのかという御質問でございます。

本条例案は、施設の開設者等に大きな負担を課すことになる構造設備を変更することがない維持管理基準を基本としております。

このことから、本条例案の規制をクリアするために必要な経費は新たに浴槽水のレジオネラ属菌の検査をする場合の費用が主になりますが、これまでに、入浴施設の開設者等は入浴者の安全のため当然に水質検査を実施すべきものとして指導してきたものであります。

ちなみに、その料金については検査機関によりかなり異なっており、一回当たり五千円から一万五千円程度であると聞いております。

そのほかにも、浴槽、貯湯槽、ろ過器及び配管の清掃や点検等についても義務づけられておりますが、これらにつきましては施設の管理上これまでもおおむね実施されていたものであり、条例施行により生ずる新たな負担ではないものと考えております。

三点目でございますが、浴槽水の水質検査はだれがどのように行うのかという御質問でございます。

浴槽水の水質検査は施設の開設者等がみずからの管理責任において実施するものであります。通常、水質検査そのものは民間の検査機関に依頼して

行うこととなります。

四点目は、レジオネラ属菌が検出された場合、県民の安全を守るため県はどのような措置を講ずるのかという御質問でございます。

レジオネラ属菌が検出されたとの報告があった場合には、県は、施設側が迅速に適切な対応をとっているかを確認し、必要に応じて施設側に適切な指導を行っていきたいと考えております。

レジオネラ症の感染の危険性が高いにもかかわらず、施設側が適切な対応をとらず、県の指導にも従わないような場合、旅館及び公衆浴場についてはそれぞれの法令に基づき、また、医療施設及び社会福祉施設等についてはこの条例に基づき、使用停止命令等の行政処分を科

県では、関係市町村に対して、それぞれの事業の趣旨を理解していただき、適切な対応をお願いしているところであります。

次に、本年産のリンゴ生産対策についてであります。

本年産リンゴの生産は、この冬の豪雪によりリンゴ樹の裂開や枝折れが多く発生したことから一万三千トン程度の減収が見込まれ、また、消雪のおくれや春先の低温により開花が一週間程度おくれたことから、果実の肥大への影響も懸念されております。

しかし、結実量は、開花期が好天に恵まれたことや人工授粉の徹底などにより、品種や地域によるばらつきが見られるものの、ほぼ平年並みに確保されているほか、県りんご試験場が六月二十一日に行った果実肥大調査によると、ふじの横径が平年比九〇%となっており、平年に比べ三日から四日のおくれにまで回復しております。

県としましては、雪害による影響を最小限に抑えるため、雪害を受けていない木では、果実肥大を促進するための早期摘果、高品質リンゴを生産するための仕上げ摘果を徹底すること、それから、雪害を受けた木では、次年度以

降の生産も考慮し、樹体に負担をかけないよう過度に着果させないことなど、それぞれの木の状況等を十分に考慮したきめ細かい指導を行い、生産量の確保に努めながら、有利販売につながるおいしく高品質のリンゴ生産に万全を期してまいります。

次に、火傷病についてであります。

MLTOからの最終通告でアメリカの主張がほぼ認められ、検疫措置が再度緩和されることになりましたことで、県内のリンゴ生産者の不安はさらに高まることになり、また、万が一にも火傷病が進入することになれば、本県を初めリンゴやナシの国内主産県が壊滅的な被害を受けることになるから、極めて憂慮すべき事態であると受けとめております。

今後、アメリカとの間で再度協議する予定となっておりますので、県としましては、引き続き国に対して、二国間協議において我が国の主張ができるだけ盛り込まれる検疫措置となるよう最後まで粘り強く交渉すること、そして、我が国に火傷病が侵入しないよう監視体制を強化するとともに、万が一の侵入に備え、完全防除技術を早期に確立すること、さらには、火傷病が国内に侵入した場合、国の責任において完全防除することや検疫措置を見直すことなど万全を期することなどについて、県議会、関係団体と連携しながら要望してまいりたいと考えています。

特に、この問題の重要性や生産者の懸念などから早急に行動を起こす必要があると考え、議会開会中ではありますが、今月二十九日に知事が国に緊急に要望することにしております。

最後に、リンゴの生産者のもとより県内の流通・販売業者の収益性をもアップさせる必要があると考えるがどうかということであります。

本県においては、リンゴの生産、販売から加工などに至る関連産業のすそ野が広く、相互の収益性のアップを図ることは本県経済に対する波及効果が大きいものと考えています。

このため、生産面では、安全、安心で高品質な売れるリンゴづくりを推進することとし、新品種の開発普及を進めることや、生産者、園地ごとの栽培方法、品質などの情報を地域全体のレベルアップに生かすマップングシステムをモデル的に導入することなどによって、全国トップレベルの品質の維持確保に努めてまいります。

また、流通、販売の面では、ICタグ(電子タグ)とGPS(これは衛星を利用した測地法であります)が、こういつたものを利用して消費地まで品質を維持する手法を確立するほか、例えば生産者と流通・販売業者の契約のもとでこだわりのある栽培方法などを取り入れ、独自のブランドとして販売するなど、新たな生産・販売体系の導入が重要であると考えております。

県としましては、リンゴ生産者のもとより関係団体に対して、お互いが連携しながら、それぞれの収益性向上が図られる取り組みなどに対しチャレンジするよう誘導してまいりたいと考えています。
以上でございます。

議長(山内和夫)八番。

八番(今博)意見と要望を申し上げたいと思います。

三村知事は、常口ころから、パンとサーカスは国を滅ぼすものである、また、県はみずから助くる者を助くと、まさに自主自立を提唱されております。裏を返せば、自分の行動に責任を持って、自分のことはできるだけ自分で守りなさいというふうに関自身は理解しております。

二十三日の新聞・マスコミ報道によりますと、リンゴの火傷病の検疫制度について、世界貿易機関(WTO)が日本の主張を退け、米国の主張をほぼ認める最終報告を行ったことは、私も我が青森県のリンゴ生産者に大きな衝撃を与えたことでもあります。

先ほど申し上げましたように、レジオネラは、水とのかかわりでややもすれば人の命を奪う菌ではありますが、この火傷病の菌は、まさに、青森県を支

えている農業と、とりわけリンゴ産業の命を奪いかねない、そんなに恐ろしい菌であると私は理解しております。

今、県内のリンゴ農家はこの火傷病菌におびえております。相次ぐ台風被害、雪害、あるいは国内外の産地間競争、さまざまな問題を、農業、そしてリンゴ産業は抱えております。さらに今回のこの大事件であります。

リンゴ農家の方にお会いしますと、もしもこの我が日本に、あるいは青森県に火傷病が入ってきたら、今までのようにリンゴ生産が可能なんだろうとか。安心、安全が言われている中で、また新たな農業を散布しなければならぬのか。だれが薬剤散布代を払ってくれるのか。

我々農家なのか。いや、県なのか。いや、国が補償してくれるのか。そんな疑問、心配をしております。被害者はいつも我々農家なんだ、我々リンゴ農家なんだ、そんな思いでいっぱいあります。怒り、不安、憤り、まさに青森県農業の危機であります。この対応策は早急に検討しなければなりません。三村知事は攻めの農林水産業を提唱しておりますが、今この危機的状況を打破するには、それだけではなくて、守りの農林水産業も必要だと私は思うのであります。私も県議会はもちろんのことでありますが、知事、行政当局におかれましては、国への積極的な活動を展開して、私も青森県の農家の、リンゴ産業に従事する方々の思いをしっかりと心にとめて要望活動をしていただきたいことを重ねてお話ししまして、私の再質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございました。